

# 五十六議會に於ける路政雜感(一)

田 中 生

議會氣分は妙なものだ、議會に一日を送つてゐると、自分も亦政治家の群に這入つたやうな氣分がする、分けて常に人に頗使されてゐる連中はいま意張らなければ意張るときが無いとでも言つた調子で飛上つてゐる、嘘と思へば一度政府委員室を覗いてみるが可い、日勤してゐる各省の給仕やら雇の連中が得意になつて政治談めいたことを喋つたり議員の蔭口を叩いてゐる、政府委員室はマー是等の連中の法螺吹き會みたいなものだ、陣笠先生にしたつて一年に一遍廻つて來る意張季節とでも心得てゐるのか、政府委員

の答辯では駄目だ、大臣を呼んで來い、何んて非常な權幕だ、之に引き替へ常に意張つてゐる大臣達は被告みたいなので元氣も何もない、六ヶ敷質問が無ければよいがナと言つた態度だ、何處かの大臣が、議會制度がなかつたら大臣商賣は面白くて罷める譯に行かないと、言つたとやら言はんとやら、併し夫れが人情から出て來る本音だ、私も政治家に爲つた氣持で五十六議會に表はれた路政を批評してみやう。

先つ私等の代表機關である衆議院の方から拜聽する、何

と言つても人を謹聽せしむるのは總理大臣の施設演説だ、御一代の大典が滞りなく終了されたことを慶賀して、内治外交の概要を説明し新方針を讀みあけ。

交通及通信機關ノ整備ニ依リテ齊シク産業ノ振興ト文化ノ開發ニ資センガ爲ニ道路港灣ノ改良ヲ完成シ鐵道ノ普及改良ヲ圖リ……………

と言つてゐる、三土藏相の財政演説では、從來の道路改修及助勢に關する經費を四百五十萬圓に増額し、別に産業道路助成費として二百萬圓を新に計上したと、新事業を認め所謂政友會の積極的政策を採つたと得意がつてゐる、併し此自慢を聞かされて過ぎ去つた豫算査定の時を良く考へて見ると可笑しいものだ、昭和四年度豫算編制のときに三土サンの言つた路政感……英國は巨額の道路費を支出して失敗した、英國の徹を踏む愚を繰返さない、と言つて其の増額の全部を一應否認した、その三土藏相の演説とは到底考へられない程の得意さだ、首相だつてタツタ三百萬圓の豫算を増額しながら、道路の改良を完成し何んてまだ工

事に掛か、つてゐない時から吹聴するだけの大豫算でもない、端た金を目標とする豫算だから餘り議員からも質問の出る筈がないと思つてゐたり、財政通を以て自任してゐる元京大の小川郷太郎先生、

先生は、政府が豫算を編制するに就て將來に於ける國家の支出を考へてゐないことを指摘し杜選な豫算であることを詰つて、假令豫算の形式が繼續費に爲つてゐなかつても實質上繼續費の性質を有するものがある、道路改良費の如きものが夫れであつて、國道府縣道の改良費五億數千萬圓に對し二億數千萬圓の補助をする計畫である、産業道路にしても昭和四年度以降十年間に一億八千萬圓の工事に對し六千萬圓を補助する計畫であるから、一年に六百萬圓を必要とする譯であるのに四年度は二百萬圓に過ぎない豫算を編制し少し頭が出てゐると言ふ位であつて、此後に於ける財政計畫は何等考慮されてゐないではないか、斯様な豫算を編制するのは藏相の責任だと、先生柄にない大見得を切つた。

此質問に遭つた三土藏相、内務省の樹てた道路計畫では將來の補助費が相當巨額に上つてゐるが、豫算を編制するに方つて各省が要求するものは財政が許したら皆實現したい事業ばかりだ、が併し財政が許さないから切盛をやつて緩急宜しきを制したのだ、小川君の言ふやうに是もあるあれもあると言つてゐては、毎年何億圓の金があつても足りない、夫れでは減税も國民負擔の軽減も出来ない、とあつさり片附けた。

藏相の答辯は的が外れてゐる、小川先生は昭和四年の二百萬圓だけに就て言つてゐるのではない、將來支出しなければならぬ道路補助費を歳計表に上げてゐないのを責めてゐるのだ、道路改良の十年計畫の一部を採つて豫算に計上したら、將來の計畫を考へねばならぬのに夫れを考へてゐないと言つてゐるのだ、小川先生の質問には相當の理由がある、道路政策を高調した三土藏相、來年度に於ては之を歳計表に掲げて繼續的に改訂する自信があるか、そうしなければ小川先生ぢや無いが財政の確實を期すとることが出

來ない、再考して貰ひたいものだ、併し小川先生に教えておくことが一つある、夫れは憲政會内閣時代の道路改良費豫算でも今度の財政計畫と同様で將來の支出が考へられてゐなかつたことを。

山崎延吉とか言ふ代議士も、道路のことに就て少し饒舌つてゐる、産業やら交通の上から言つても道路を良くすることは言ふ迄もないが、從來の成績に依ると汽車や電車や汽船の便のある東京横濱或は大阪神戸の地では理想的に國道が改良されたが、地方の國道になると自動車の行き違ひさえも出来ないお粗末なもので、農村に住んでゐる者は運輸上非常な不利益を受け高い運賃を拂つて非常な過重の負擔を忍ばなければならぬ、今回の産業道路策も矢張り都市に重きを置いたのか又は夫れとも農村の不便を開く考かと農村本位の質問をしてゐる。

望月内相は之に答へて、大都市内を連絡する道路又は農村振興の爲に産業上必要な道路が何れも劣悪であつて、財政が許すならば總てを完全に改良したいものだが、そうは

行かないので、政府は都市と言はず農村と言はず、何方を主にしてどう斯ふと言ふ考を持つてゐない、出來得る限り按配して改良したいものだ、答へてゐる。此答辯では都會も田舎も一視同仁主義でやつて行く積りらしい、が併し産業道路の選擇如何は新道路政策の運命を社會的に價値附くるもので、一步誤つて總花主義でも行政せうものなら寧ろ之を樹てなかつた方が可いことゝ爲る、折角政友會内閣が考へ出した新政策だ、道路の選擇は合理的に公平にやつて貰ひたい、今から當局の確心を喚起しておく。

○  
議員から提出された議案に道路法の改正法律案がある、菅野善右衛門と言ふ人の提出に係るものだ。

#### 道路法中改正法律案

道路法中左ノ通改正ス

第十一條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第三號ヲ第四號ニ

改メ以下順次線下グ

#### 三 府縣廳所在地ヨリ町村役場所在地ニ達スル路線

提出者の菅野君が説明して言ふやうには、郡制廢止前には郡役所から町村役場に達する道路は郡道として認められ、郡制廢止に方つて郡の動産不動産は全部縣に移管されたにも拘はらず、郡道であつて府縣道に移管されなかつたものが尠くない、全國四百に近い町村内に國道も府縣道も通つてゐないものがあつて、地方は非常に不便を蒙つてゐる、氣の毒であるから地方廳は之を府縣道に認定しやうとしても、内務省が道路法を楯にとつて並行線であるとか又點が悪いか言ふ理由で認可しない、従つて全國百以上の町村には府縣道がない現状である、然るに是等の村は一面國道府縣道の費用を負擔し他面町村道の費用を負擔しなければならぬ、殊に是等の町村は義務教育費國庫交付金の査定に方つても貧弱町村として取扱はれるやうな現状であるから、是等町村の道路を府縣道に認定し産業の開發を期すると共に負擔の輕減を圖る爲に本案を提出したのだと説明してゐる、熱心に説明された折角の案も選舉法改正法律

案委員に付託され審議未了に終つた。

併し其の趣旨は必ずしも答むべきではない、内務當局が調査した所に依ると、全國で國道府縣道の通つてゐない町村は三百九十五箇町村の多數に及んでゐるさうだ、去年の府縣會で隨分澤山に府縣道を認定せむとしてゐる地方もあるので、夫れを認定したときは幾分か其の數を減するであらうが、夫れでもまだ澤山な數を算するであらう、併し郡役所が廢止されて郡道が町村道に爲つたにしても其の悉くを拾ひ舉げて府縣費支辨の府縣道とすることに就ては頗る疑問がある、府縣道認定の標準は地方費分擔の公平性に鑑みて決定されたものであつて、町村役場に遠する道路の總てを府縣費支辨とする價値あるかは考慮すべきことだ、殊に内務當局が並行線やら三角線を形成する路線を否認するのは、多數雜多な府縣道を新設するよりは一線を選択して府縣道として耻かしからぬ善良な道路を維持せしめむとするのであつて、地方財政が雜多でも三角形でも構はずに道路維持するやうな餘裕があるのならば強て夫れを否認する

のではない、要は窮迫してゐる府縣財政を以て假令一路線でも自動車交通に適する可い道路を保持せむとする趣旨に外ならない、誤解してはならぬ。實際交通の要求がらすれば府縣道であらうと町村道であらうとを問はず、現時に於ける交通の要求に應ずるだけの道路があれば夫れで十分であつて、格式を彼是證議するの要はない、従つて地方財政の現状を考へずに徒に府縣道を増加することは私共の贊成するに躊躇する所である。

内務當局は之に就て餘り反對はしてゐない、併し道路法を改正するのならば尙他にも改正する點があつて、占用者が爲す道路占用施設を道路管理者が統一して之を代位施設する途を開くことやら道路撒水に關しても受益者負擔金制度を認むること、國家が道路を占用した場合に於ける補償制度を認むること並に行政監督の制度を簡易にして地方分權の實を擧ぐることに就て研究してゐる模様であるから其の確定議を得た上で、夫れ等と同時に道路法を改正する意嚮であるらしい。

豫算委員會でも餘り問題はない、内務省所管のことを審議する第二分科會議でも餘り口角泡を飛ばすやうなことはなかつた、森肇君が、農村疲弊困憊の實狀を物語つて其の原因は資金の不足と勢力の不足に在るので、從來やつてゐたやうな人の肩や馬の背に依つてゐた仕事を自動車でやらねばならぬ、各部落は共同して一臺の貨物自動車を買ひたい、假に資金があつて之を買ふとしても、自動車を動かす所の道路がない、町村の財政と將來の膨脹に備へやうとするならば道路を良くするより外に途がないぢやないかと、農村振興の爲に道路の改良を主張してゐる。

秋田内務政務次官は、農村疲弊困憊の實情には全然同感であつて、農民生活の向上發展を期する上に於て精神的方面は別としても物質的方面に於ては施設せなければならぬ多くの仕事がある、併し之を完備することは結局金の問題に歸するのであつて、町村が道路を改良することを別に制

限すると言ふやうな考を持つてゐないが、財源を如何にするかの問題に就ては税制を整理し兩税を委譲して地方に租稅の餘力を生ぜしめ、此方に依つて道路の改修とか産業方面の仕事に力を盡さしめたい、と言つてゐる、唯だ當然のことを言つたに過ぎない、問ふ者答へる者も、抽象的の議論で私共を首肯せしめないのは頗る遺憾だ、モ一渺し具體的問題に這入つて農村の進展と地方道路の改良に就て地方民の聲を反映せしめ、之に對する政府の根本的方針を聽きたかつた。之を靴下搔痒の辯とても評するであらう。

平賀周君は、自動車専用道路のことに就て質問してゐる。自動車の發達は顯著であつて乗合自動車が隨分發達したが、大都市の附近では電車又は乗合自動車を以てしても、まだ不十分であるから自動車専用道路を經營するものがあるに至つたが、内務省は之を許可する方針かと尋ね、秋田政務次官は、専用道路に關する法規制定の必要を認め今調査中だが、法規を制定する迄は道路行政の見地に於て取扱ふべきもので、特別の立法をする迄も差支なく行政する積

りだと答へてゐる。此ことに就ては後に輪評するであらう。兎も角自動車専用道の問題が議政壇上に論議さるゝに至つたのは喜ぶべきことだ。

例の高木正年君、頻に航空防禦に付白川陸相に責め寄つて、帝都防禦の爲に高射砲を通行せしむる目的の環狀線道路が、或る事情の爲に完成しないのを憤慨してゐる、が併し品川と如上目黒と言ふ所に盲年先生の選舉地盤の關係が隠れてゐると、直ぐ私共の頭に浮んできて眞實帝都防禦を思つてゐるのかどうかを疑ふのであるが、道路の改修順序に迄政黨的の考察が挿入されたものとすれば、政黨の弊竇に於て極れりと言ひ度いが、盲年先生は黨臭紛々たるもので問者の心裡に疑問が多い。

○

何だか内務省の分科會だけでは路政問題も餘り花々しくない、第六分科を覗いて何か種に爲るものがないかと、うるついたが、櫻井兵五郎君が、交通行政統一のことで饅舌

てゐる、今日の鐵道省の權限をもつと擴張して、内務省に屬してゐる道路港灣其の他交通に關係ある事業を各省から取集め、交通省と言つたやうなものを創設したらどうだ、交通に關することが鐵道内務遞信と三省に關係してゐては國民は迷惑だ、是等行政の綜合統制を行つて有機的組織の下に能率の増進を行ふ必要がある、副總理の位置にある小川鐵相は、大英斷を以て交通行政統一の考を持つて居ないかと、盛に煽つてゐる。

這は小川鐵相だ、櫻井君の手には乗らない、交通機關の統一は固より希望してゐる、三派聯合内閣の時分にも考へたことだが、夫れには色々の障礙物があつて之を取除くことは困難だ、今日はまあ僅に自動車と言ふものが鐵道省の管轄に爲つた位でまだ理想を實現する譯には行かない、今日はまだ其の時機でないから、將來お互に一致協力して理想の實現に力めたいと、あつさり遇つてゐる。交通行政統一のことは私共の常に力説してゐる所であつて、櫻井君の意見には双手を舉げて賛成する、併し鐵道の現業を中心に

じて換言すれば君の所謂鐵道省の權限を擴張して交通省を創設することは、眞平御免を蒙る。と言ふのは自動車の發達に依つて從來のやうに鐵道が陸上交通機關の主要部を占むるものであるかは頗る疑問となつてきた、鐵道と自動車の交通價値を並べて鐵道は長距離大量運送に個有の價値を持つてゐると言ふ人もあるが、夫れは大陸地方に於ける交通學者の流行言を借用してゐるだけのことで、島國日本内地の交通では其の説に従ふて交通策を按するのが良いのか悪いのか疑問だ、殊に運送現業を主管する官廳に交通行政の一切を執行せしむることは民業の發達を阻害することゝ爲つて、採るべき方法ではない、私共は櫻井君の言ふ趣旨に賛成するが、同君の言ふ手段には反對だ。

櫻井君は尙も、自動車道路と鐵道の關係に就て質問してゐる、地方の細かい所へでも鐵道を敷設する小川鐵相の方針は結構なことであろうが、交通方法が大分變化して來て亞米利加邊では地方鐵道を廢止して其處へ自動車道路を付けてゐる、その方が經濟的であるが、之をどう考へてゐる

か、今鐵道を敷設して數年後に自動車道路の方が宜いと言ふことでは洵に不經濟ではないかと言つてゐる。

小川鐵相は、同感だが汽車と自動車は其の擔任の方面が違つてゐるから自動車の利益とする所には自動車をやらせ鐵道でなければ行けない所には鐵道を許す方針だ、自動車の擔任すべきことを鐵道でやる事に爲つたから相互に無駄のないやうに力める。と答へ、櫻井君は、鐵道敷設の豫定でも自動車道路で十分な所は、計畫的に成案を樹てゝやれと言ふ、まだ夫れを進んで強調し、率直に言へば鐵道が計畫し言つてゐる所は不十分だ、交通行政統一のことは研究するとか、甚敷に至つては自動車と鐵道との關係すらもまだ計畫し考慮してゐない、敷設法は蜂が巢を造るやうに巧妙に出來てゐる所もあろうけれども、蜂の人間と違ふ所は計畫のないことである。今の大臣の遣方は計畫がない、と、とう／＼小川鐵相を蜂扱にした。

加藤鏑五郎君も、乗合自動車の認可を鐵道大臣に稟何せしむるに至つた理由を尋ね、地方制度改正の方では地方分



權を期してゐるのに此處では中央集權的なのは何故かと質問し、所謂一問一答を繰返してゐる。福富監督局長と志賀參與官が共同して答辯の任に當つて、是れ迄遞信大臣がやつたことを鐵道大臣の權限に移したゞけのことだ、遞信省

の仕事を踏襲したゞけだが、豫算が成立すれば委任事項と認可事項の分界を定めて事務が滯滞しないやうに努める積りだ、と申譯的答辯をする、加藤君は追求して長距離の鐵道と競争するやうな乗合自動車は鐵道會社に自動車營業の優先權を與へる方針だろうが、夫れでは乗客は高價な運賃を拂ふことに爲るが政府は之を何と見る、兩者の機能が違ふから各交通機關の機能を衝突させないやうに取扱ふ積りだ、鐵道競争線は鐵道相互間に於ても許されなかつた傾向があるが、乗合自動車も亦夫れと同様の弊に陥らないか、假令鐵道擁護の爲に乗合自動車を鐵道會社に許しても會社は鐵道收入保護の爲に乗合自動車を經營しない、従つて自動車の利用者は迷惑にも不拘、小資本のものを斥けて比較的大資本を有する鐵道會社を保護するは何故か、と、益追

及してゐるが、上陸鐵道省政務次官は、お話しのやうなことは致さぬ積りだと答辨してゐる。加藤君の言つてゐる所は私共の主張を代表したものゝやうだ、此議論に立脚して櫻井君の言つた交通行政統一問題も解決したいものだ。

加藤君は自動車専用道路に就ても質問を放つてゐる、將來純然な自動車専用道路が出来て之が鐵道と競争することになると思ふが、鐵道敷設法改正法律案に於ける支線鐵道のやうなものは自動車専用道路で可いのではないか、鐵道が一部破壊されたときは全部に互つて輸送不能に陥るが、専用道路は此場合に於ても普通道路を使用すれば可いのであつて、又その建設費も鐵道の三分一位で足るのであるから支線鐵道對策として専用道路を如何に考へてゐるか、と、質問してゐる。之に對して志賀參與官は、自動車専用道路は平坦且堅牢な路面を要するが、鐵道敷設法に追加せむとする支線鐵道は、山間海岸或は斷崖絶壁を通過するもので自動車専用道路の設定に不便であるから自動車専用道路が鐵道に代るべき力を持つて居るとは考へてゐない。併しな

がら平坦な箇所には於ては自動車専用道路は鐵道を浸蝕するものと想像するから、地方鐵道の出願があつた場合に自動車に依つて交通が補はれて不便がない地點には、多少利益があつても地方鐵道は免許しない方針であると答辯してゐる。中村建設局長は建設費のことを補足説明し、自動車運輸を可とすべき五短支線に於ける國有鐵道建設費は一哩當り二十萬圓、軌道も自動車も可なるべき十線に就ては一哩當り十三萬一千圓、自動車の通ずる道路は府縣に於て改築中であるが、平均一哩六萬一千圓、之を新設するものと見ると十萬乃至十二萬圓、更に之に鋪裝費を加ふると鐵道建設費の三分の一では自動車専用道路は出来ないものだ、従つて鐵道豫定線の所に専用道路を新設するものとすれば遙に多額の經費を要するのだと附言してゐる。鐵道と専用道路の比較乃至は競争、實に面白い研究に價する問題だが、貴族院に於ける論戰を批評するときに讓ることにして第六分科のことは之で擱筆しやう。

神戸地方で問題に爲つてゐる阪神急行電鐵神戸市内乗入れに就て市と會社との争に關して、野田文一郎君が質問した外二三のものがある。

#### 野田文一郎君提出自治擁護ニ關スル質問主意書

阪神急行電氣鐵道株式會社ハ從來神戸市上筒井終點附近ヨリ同市加納町ヲ經テ三宮町一丁目附近ニ至ル間ニ地下式ニ依ル軌道敷設ノ許可ヲ受ケ居リタル所會社ハ之ヲ高架式ニ變更セムトシ主務官廳ニ出願シ主務官廳ハ之ヲ神戸市會ニ諮問シタル所市會ハ市内高架乗入ヲ絶對ニ支障アリトシテ反對ノ答申ヲ爲シ市民反對ノ輿論亦頗ル強烈ナリシ爲會社ハ遂ニ其ノ願書ヲ撤回スルノ已ムヲ得サルニ至レリ然ルニ會社ハ昭和三年五月頃路線ヲ變更シ再ヒ高架乗入ヲ出願シタルトモ神戸市會ハ昭和三年十月十二日依然トシテ乘入拒否ノ答申ヲ爲シ神戸市民ノ輿論モ市會ノ決議ヲ支持スルコトニ一致セルノミナラス他ノ五大都市モ亦自治擁護ノ立場ニ於テ之ヲ應援スルノ態度ニ出テタリ政府當局ハ此ノ狀勢ニ鑑ミ容易ニ之ヲ許可スルコト能ハサリシカ政府ハ本月四日突如トシテ地方長

官ニ對シ都市計畫地方委員會ニ諮問スルコトヲ訓電シ委員會ハ僅ニ三日ノ期間ヲ存シテ本月八日召集セラル、コト、爲レリ神戸市民ハ此ノ政府ノ態度ヲ觀テ極度ニ之ヲ憤慨シ神戸市百年ノ大計ノ爲必ス之ヲ拒否セサルヘカヲトスルノ輿論倍昂リツ、アリ

以上ノ狀勢ナルカ故ニ政府ハ都市計畫地方委員會ノ答申如何ニ拘ラス市民ノ輿論市會ノ意思ヲ尊重セサルヘカラサルハ當然ナリト信ス政府ノ所見如何  
右及質問候也

衆議院議員野田文一郎君提出自治權擁護ニ關スル

質問ニ對スル答辯書

阪神急行電鐵株式會社ノ出願ニ係ル神戸市内三宮町乗入ハ其ノ工法ヲ高架式ニ依リ鐵道省線ニ並行シテ軌道ヲ敷設セムトスルモノニシテ之ニ對シテ神戸市會ハ商業ノ中心地區ニ高架式軌道ヲ敷設スルハ市ノ發展ニ支障ヲ來スヲ以テ地下式工法ニ依ルヘキ意見ヲ提出シタリ然レトモ是等、都市計畫上重要ノ施設ニ屬スルヲ以テ都市計畫兵庫地方委員會ノ意見ヲ徵シタルニ右委員會ハ支障ナキ旨答申スル所アリ目下審議中ニ屬ス  
市内ニ軌道ヲ敷設スル場合ニ於テ其ノ市ノ意見ヲ尊重スヘキハ固ヨリ當然ノコトニ屬スト雖是等都市重要施設ニ關シテハ都市ノ現在ト將來トニ互リ市民ノ福利ヲ増進スルノ見地ニ於テ其ノ可否ヲ

決定スヘキモノナルヲ以テ是等ノコトヲ調査審議スヘキ都市計畫委員會ノ意見モ亦之ヲ尊重セサルヘカラス故ニ克ク兩者ノ意見ノ存スル所ヲ究メ然ル後適當ニ措置セムトス  
右及答辯候也

○

亞細亞政策と裏日本啓發に關する質問がある、提出者は依係一、添田敬一郎などの内務省畑に居た人の質問だ。關西各地やら横濱函館或は東京大阪京都が啓發されたのは、政治の要路に當つた人士の郷土たる地方に文化を傾注した爲であつて、裏日本の文化は之に追從するの狀勢に在るが、歐洲大戰後大陸政策は一變して國防的施設は反て南太平洋上に或は北方樺太北海道の啓發と共に北太平洋上に集中するの必要を生じた、従つて一旦緩急あるときは、内地の産業的施設は勿論西比利亞滿蒙及支那大陸各地より物資の提供を求むる必要があるから亞細亞大陸に面する裏日本の啓發に力むる必要があると言つて、各種の事項に亘つて質問してゐる隨分思ひ切つた質問であるから道路に關する部分

だけを摘出して見やう。

中西部ノ表日本ヨリ裏日本ニ通スル最短距離ニシテ物資運輸上國防産業上肝要ナル三重縣四日市港ヨリ三重郡海藏、羽津、大矢知八郷、下野、眞辨郡大長、稻部、大泉、大泉原、笠田、山郷、阿下喜、東藤原、白瀬、立田、岐阜縣時村、多良、一之瀬、藤田、關ヶ原、滋賀縣長濱ヲ經テ福井縣敦賀港ニ達スル道路ヲ國道ニ編入シ之ヲ自動車道路トスルニ對スル考アリヤ右對策如何

元來我方國ノ交通網トシテ鐵道汽船ノ發達ハ過去ノ半世紀ニ於テ偉大ナルモノアリキ即チ明治五年九月新橋橫濱間ノ鐵道十八哩ノ創設セラレテヨリ以來昭和ノ現代ニ至ル迄既ニ内地ノ鐵道ハ一萬哩以上ヲ突破シ沿海ノ航路又日本郵船大阪商船其ノ他ノ社外船方内外航路網ヲ擴張シ以テ世界的距離ノ短縮ヲ實現セルハ頗ル脅威ニ値スル所ナルモ之ヲ諸外國ニ比スレハ未タ甚タシキ遜色アルチ免レシテ而シテ其ノ自動車ニ依ル交通網ノ不完全ナルハ言外ニ絶スル所ニシテ我方國ノ自動車ヲ利用シ得ル道路ハ殆ト從來ノ國道線ニ依ルノ外ナク其ノ國道線モ多クハ往年ノ徒歩駕籠牛馬車ニ適用セラレタル儘ニシテ今ヤ吾人ハ將來國防産業ノ點ヨリ全國中肝要ノ地點ヲ結ビ付クル道路ノミニテモ汽車汽船ノ交通機關ヲ補充スル意味ニ於テ是非共國道ヲ自動車道路ニ改造スルコトノ急務ヲ痛感セルカ幸ニシテ大正十年頃ヨリ内務省ハ此ノ點ニ著眼シ先ツ東

京ヨリ下關ニ至ル東海山陽兩道ノ國道線ヲ四十四米幅ノ混雜土「アスファルト」道路ト爲スヘク各府縣協議シ既ニ東京府ハ其ノ工事ヲ完成シ神奈川縣ト共ニ京濱國道ヲ開通シ阪神間ノ道路モ同シク完成セルハ既ニ世人ノ知ル如シ從テ之ニ通スル橋梁ノ如キモ耐震耐火火頗ル牢固ナル架設ヲ爲シツツアルコトハ川崎鐵橋ニ付テ見ルモ明ナリ

又他府縣ニ於テモ豫算ノ關係上未タ起工セサルモノアリト雖モ聞ク所ニ依レハ日下鐵道省ニ於テ計畫中ノ下關門司間ノ海底隧道ノ如キハ相俟テ九州ニ通スル大道路タルヘシ兎ニ角表日本ニ於ケル大道路網ノ近キ將來ニ於ケル完成ハ慶賀ニ堪ヘサル所ナルカ偶將來ノ世界的交通關係ヲ顧慮セハ現下是非共東京ヲ中心トシタル日本ト裏日本ト相通スル自動車道路網ノ完成コソ急務中ノ急務ナリト信ス政府ノ對策果シテ奈何

此ノ意味ニ於ケル道路ハ東京府ヨリ埼玉群馬長野新潟富山ニ通スル本州中部ヲ橫斷スル自動車道路網ヲ必要トシ將來歐洲西比利亞滿蒙日本米國等ヲ結付ケル世界的交通路ニシテ「ロンドン」<sup>ロンドン</sup>「パリ」<sup>パリ</sup>「ベルリン」<sup>ベルリン</sup>「モスコ」<sup>モスコ</sup>「浦鹽」<sup>浦鹽</sup>、伏木、橫濱、桑港ヲ連絡スル汽車汽船ト并ヒ完成シ其連絡設備ヲ十分ナラシムヘキモノト信ス

試ニ本州ヲ橫斷スル道路ノ現狀ヲ見ルニ東京市ヨリ小石川ヲ經テ板橋ニ通スル道路ハ所所狭小ナル道勢カラサルモ板橋ヨリ蕨浦和大宮上尾桶川ヨリ鴻巣町ニ至ル道路ハ稍見ルヘキモノアリ熊谷深

谷本庄ヲ過キテ群馬縣ニ入レハ道路狭小所所自動車ノ往來ニ不便ナル所アルモ新町倉賀野高崎附近ニ至ル迄ハ稍往來ニ不便ナク板鼻安中原市松井田町碓氷町ニ至ル間モ稍良好唯碓氷峠ニ掛リテハ「カーブ」何レモ危險ノ箇所少カラス以テ之ヲ見レハ碓氷玉群馬兩縣下ノ道路ハ概シテ良好且橋梁モ修繕セラレツツアル兩縣下ノ努力亦見ルヘキモアリ併シナカラ其ノ道路標ノ不明確ト不十分ナルハ遺憾ニ堪ヘス

輕井澤、追分間ハ良好ニ小諸附近ニ至リテハ稍危險上田屋代附近千曲川ノ架橋又危險千萬篠ノ井川中島長野間ハ比較的良好斯クテ東京ヨリ長野ニ至ル間ハ自動車ヲ以テ平均二十五哩速度ニテ疾走シ不休ニテ尙八時間ヲ要スルノ行程ニアリ上野長野間ノ汽車約八時間ヲ要スルニ比スレハ若歐米ニ於ケル自動車道路網ノ如ク完成ノ曉ニ於テハ更ニ約二時間ヲ減スルヲ得ヘシ

若夫レ長野新潟國境ニ至テハ危險謂フヘカラス吉田町ヨリ中鄉村ヲ過キ牟禮村ノ邊リハ國道ト謂フモ名ノミニテ馬車スラ容易ニ通セス野尻湖畔ヨリ田口、關山村ニ至ルモ又危險新井町ヲ過キ高田市ニ向フ間ハ稍良好ニ直江津ヨリ柏崎及糸魚川ニ通スル海岸線ハ稍平坦ナルモ自動車道路網タルニハ未タ前途遠達ナリ若夫レ新潟富山ノ國境ナル親不知子不知ノ險ニ至リテハ名ハ國道ト謂フモ車馬ノ往來スラ杜絶シテ路上尙雜草繁茂ヲ見ル現狀既ニ然リ之ヲ以テ見ルニ表日本ト裏日本ト通スル唯一ノ交通ハ僅ニ單線ノ鐵道

アルノミ一朝事アル場合此ノ鐵道ニ故障アリトセムカ國防ノ急事平時ノ産業何ヲ以テ之ニ代ヘムトスルカ況ヤ裏日本一帶ノ沿岸國道ノ現狀推シテ知ルヘキノミ而モ表日本ニ比シテ山嶽海ニ迫リ多大ノ危險ヲ感シツツアルニ於テオヤ是ヲ聞ク大正八年政府ハ全國ノ道路網ヲ完成セムカ爲ニ一大計畫ヲ立テ向フ三十箇年ノ計畫ヲ以テ二億八千二百八十萬圓ノ公債ヲ發行シ國道二千里其ノ他ノ道路四百里(六大都市計畫ニ關聯スルモノヲ含ム)ノ完成ヲ期セムトスル計畫ナリシカ爾來緊縮政策ニ禍セラレ非寡價主義ヲ嚴守セル結果從來僅ニ毎年三百五十萬圓ヲ內務省ハ各府縣ニ對スル道路橋梁費ノ補助トシテ計上シ來レルカ昭和四年度ヨリ之ヲ六百五十萬圓トシタルモ而モ未タ全國ノ道路網完成上九牛ノ一毛タニ値セス此ノ目的遂行ノ爲ニ特ニ裏日本ハ表日本ト連絡スル叙上ノ自動車道路網並裏日本沿岸道路ノ成完ニ對スル國防産業的見地ヨリ內務陸軍當局ノ方針如何

隨分長い理由付きの質問で人を驚かす、四日市から敦賀港に達する道路を國道にせよと言ふことは、現行道路法を知らない勢であらうか夫れとも立法論的見地で言つてゐるのであらうか判らないが、御丁寧に經過地名を表示したのは閉會後の御土産案と評するより外に言葉がない。國道

を自動車道にせよと言ふかと思へば、表日本と裏日本と相通する自動車道路網を完成せよと言ふ、質問者の頭は國道以下普通道路に於ては自動車が行らないものと思つてゐるのか其の能力を疑ひたい位だ、殊に面白いのは質問者が民政黨の幹部でありながら「大正八年政府は全國道路網の完成を期せむとする計畫であつたが、爾來緊縮政策に禍せられ非募債主義を嚴守した爲め毎年三百五十萬圓を支出してゐるに過ぎない」と言ふに至つては自らの非を自ら責めてゐるので、緊縮政策に禍されたのは卿等の採つた非募債主義の爲であると言つてやりたい、モ一妙し眞面目な質問なら批評も出来るが、之では覺醒してゐる地元選舉民も躍らないであらう、舊式政治家の遣り方が憐れにも見える。併し政府は眞面目に答辯をしてゐる。

衆議院議員山田毅一君外七名提出亞細亞政策ト  
裏日本啓發ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

三重縣四日市ヨリ關ケ原村及滋賀縣下長濱町ヲ經テ福井縣敦賀港ニ達スル道路ハ其ノ一部關ケ原村敦賀町間ハ既ニ十二號國道ニ屬

資 料

シ殘部タル四日市ヨリ關ケ原村間ハ府縣道トシテ規律スルモ敢テ支障ナシト認ム

産業開發ノ爲メ道路ヲ改良シテ自動車ノ機能ヲ國民生活ニ利用スルノ必要ナルハ言テ俟タザル所ニシテ政府ハ夙ニ道路改良事業ノ助成ニ力ムル所アリ昭和四年度ニ於テモ道路改良費豫算ヲ増額シテ國道ノ改良ヲ助成スルノ外新ニ産業ノ開發ニ必要ナル府縣道ノ改良ヲ期スル所アリ昭和五年度以降ニ於テモ財政ノ許ス範圍ニ於テ叙上ノ目的ヲ遂行セムトスル方針ナルヲ以テ之ガ完成ノ曉ニ於テハ自動車ノ利用ニ適スル道路ハ全國ニ普及シ獨リ裏日本ト表日本トヲ連絡スル道路ニ限ラズ重要ナル道路ハ漸次改良セラルルニ至ルベシ

右及答辯候也

選舉地盤の爲には働かなければならぬ代議士として、所謂地元の事件を議會に送る責任もあらう。篠原和市君から瓜生坂改修に對する建議を出して採擇されてゐる。

瓜生坂隧道開鑿ニ關スル建議

九一

關東ヨリ關西ニ縱貫スル中仙道カ國道中最樞要ノ路線タルハ今更メテ改修ヲ要セサル所ナリ然ルニ該國道中長野縣地籍ニ於ケル瓜生坂ハ急坂路ニシテ險難ヲ極メ往年一度改修セラレタリト雖九十九折ノ坂路ハ依然形ヲ改ムルニ至ラス交通危險困難ニシテ自動車其ノ他ノ事故頻發シテ人命ニ及ブコトモ少カラス此處ニノミ交通文明ノ更ニ及ハサルヲ遺憾トス又地方的ニ見ル長野縣北佐久郡川西地方ニ於ケル本牧協和春日三郡和横島庵田北御牧等ノ幾多村落ニ於ケル産業文化モ廣漠ナル蓼科ノ山林原野ニ存スル無盡藏ノ大富源モ只瓜生坂ノ險難ノ爲ニ沮止セラレテ發達モ開發モ共ニ爲シ能ハサル實狀ニ在リ瓜生坂ノ難關ニシテ除去スルヲ得ハ中仙道全線ノ交通圓滑トナルノミナラス地方的ニハ前記川西一帯ノ産業開發文化迅速ニ絶大ノ貢獻アルヲ以テ政府ハ夫レ夫レ適法ノ措置順序ニ依リ瓜生坂ニ隧道ヲ開鑿シ適當ノ附隨工事ヲ施シテ急坂ヲ除去シ交通ノ安易ヲ策スルノ方法ヲ速ニ講セラレムコトヲ望ム

右建議ス

瓜生坂隧道開鑿ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

政府の意見はドーであるか判らないが、私等路政に關係する者から意見を述べさして呉れるならば、瓜生坂も道路

構造令の規格に適合するやうに改築したいが、道路の性質からすれば地方に於て改築すべきものであつて、縣が適當な財政計畫を樹て改築したときは政府財政の許す範圍で補助し事業を助勢するであらう、と言ひたい。

倉元要一君外九名の代議士から、自動車製造工業に對し國庫から補助せよと言ふ建議を出して、之も亦採擇されてゐる。

#### 自動車製造工業ニ對シ國庫補助ニ關スル建議

文化ノ進展ト共ニ自動車ノ需要日増大ノ趨勢ヲ示セリ然ルニ之カ供給ハ今尙九割五分ヲ海外ノ輸入ニ俟ツノ外ナキ狀態ニアリ洵ニ産業上軍事上甚々遺憾トスル所ナリ現下社會各般ノ狀勢實況ハ自動車ヲ必要品トスルニ至リ之カ廉價ナル供給ハ産業ノ振興及軍事發達ヲ助成促進スル所以ナリト信ス然ルニ我方國ハ關稅ノ關係ニ於テ國內自動車製造工業ノ發達ヲ期スルコト困難ナルカ故ニ政府ハ外國ノ事例ヲ斟酌シ此ノ實情ニ鑑ミ宜シク之カ特種ノ會社ヲ設立シ實資本金額ニ對シ毎年度相當ノ國庫補助金ヲ交付シ本工業ヲ獎勵シ其ノ發展向上ヲ圖リ以テ我方國ノ産業振興ト軍事並交通ノ發達ニ資セラレムコトヲ望ム

右建議ス

自動車製造工業ニ對シ國庫補助ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

成る程自動車は國民生活の必需品たる地位を占むるに至つた、従つて之が低廉に供給せらるゝことは國民として望む所である、併しながら特殊會社を創立せしめて迄國庫が之に補助することは考へものだ、現に政府保護の會社が澤山にあつて之を整理する必要に迫られ、補助金整理の聲が八ヶ間敷ときに、假令其の事業が國民生活に關係を持つてゐても、純然な私事業に外ならないものに對し國庫が補助する必要と理由がなからう。

○

請願は例に依つて澤山に提出されてゐる、一番眼に就くのは日本の自動車王を以て自任？してゐる堀内良平君が代議士の牧野賤男君や、赤尾藤吉郎君の紹介で自動車に關する澤山の請願を提出したからだ。

自動車法制定ニ關スル請願

右請願ノ要旨ハ自動車ハ今日必須ノ交通運輸機關ニシテ産業道路網ノ完成ハ之ニ依リ始メテ實現セラルヘシト信ス依テ速ニ自動車法ヲ制定シ之カ保護伸展ヲ計ルト共ニ交通機關ノ大系ヲ確立シ以テ産業ノ發達ニ資セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

賞切自動車取締ニ關スル請願

右請願ノ要旨ハ近來貸切自動車ニシテ乗合自動車類似ノ行爲ヲ敢テスルモノ續出シ種々ノ術策ヲ弄シテ乘客ヲ強制誘致スル等惡辣ナル犯行ハ全國的ニ瀰漫スルノ狀態ニ在リ斯ノ如キハ一般乘客ニ對シ多大ノ迷惑ヲ蒙ラシムルノミナラス兩營業者間ニ暗闘ヲ惹起シ爲ニ事故ヲ發生セシムルモノニシテ眞ニ寒心ニ堪ヘス依テ自動車取締令ノ規定ニ依リ貸切自動車業ヲ取締リ乗合業者ノ權利ヲ保護セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也



乗合自動車路線許可ニ關スル請願

右請願ノ要旨ハ當局從來ノ乗合自動車營業免許方針ハ一路線一營業者ナリシヲ以テ營業者ハ之ニ基キ營業シツツアリタルトコロ近來同一路線ニ競願者續出スルノ状態ニ在リ當局者カ之ニ對シ免許スルコトアラン歎當業者既得ノ權利ハ侵害セラレ路線開拓以來支拂ヒタル犠牲ト苦心ハ水泡ニ歸スルノミナラス競争ノ結果弊害百出シ發展ノ途上ニ在ル乗合自動車事業ハ一頓挫ヲ來スニ至ルヘシ依テ當局ニ於テハ一路線一營業者ニ限り許可スルノ方針ヲ嚴守セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

自動車及附屬品ノ輸入税輕減ニ關スル請願

右請願ノ要旨ハ現在自動車カ運輸交通機關トシテ國家産業上並國民經濟上絶大ナル貢獻ヲナシツツアルハ自明ノコトニ屬ス然ルニ現行協定税率ハ自動車ハ三割五分其ノ附屬品ハ二割五分ニシテ之ニ運賃、保險料等ノ諸費ヲ加フレハ驚クヘキ高價トナリ自動車ノ普及發達ヲ阻害シ産業及國民經濟ニ及ス損失僅少ナラスト信ス依テ自動車並其ノ附屬品ノ關稅率ヲ引下ケ以テ之カ普及發達ヲ計ラ

レタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

自動車法を制定して何を規律せむとするのか請願の意義が判らない、産業道路網のことを言つてゐるから、自動車と言つても乗合自動車のことを規律せむとするのである、が併し我國實業家の連中は私財増加の爲にする事業が、會々公共的性質否な國民生活に幾何かの關係があると夫れを理由に直に國家の保護を要求する癖がある、私共の見地からすれば貸切自動車業者が乗合自動車業者の營業領域を浸しても私共一般國民の利害には餘り關係がない、乗合自動車業者が競争しても私共の生活には競争の結果一厘でも安い運賃に依つて運送して呉れるものがあれば夫れで満足する、自動車及附屬品の輸入税を輕減しても其の輕減に依る利得が資本家の懐に這入る位なら、寧ろ輸入税を徵收して國帑の資に充てる方が國家の爲である、自動車法を制定

する必要があるとすれば其の法律には經營者の會計を嚴重にする規定を設け、配當を制限することを定めた上で、國家保護の特典を附與するのが適當だ、資本家が公衆から搾取した利益を恣にすることに就て何等の制限を附せないで、特典ばかりを要求し又は之を與へるのは政治の逆行である。

堀内君は民政黨の横山勝太郎君の紹介で交通行政統一に關する請願を提出してゐる。

#### 交通行政統一ニ關スル件請願

本請願ノ要旨ハ軌近自動車ノ急激ナル發達ハ我カ國交通運輸ノ情勢ニ一大革新ヲ齎シ世論漸ク之ヲ國家的對策ヲ云爲スルニ際シ政府亦各種ノ方法ヲ講ジ其ノ發達ト對策ニ意ヲ用ヒツツアルハ宜ナリト謂フヘシ而シテ自動車ト道路トハ密接ナル關係ヲ有シ道路行政ノ良否ハ直ニ自動車ノ消長ニ關ス自動車ノ圓滿ナル發達ヲ期セムニハ道路及自動車ノ兩行政ヲ統一セサルヘカラス依テ交通省ヲ設置シ道路及自動車ノ兩行政ヲ統一スルト共ニ交通行政全般ノ統一ヲ圖ラントシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

之も曩に言つたことゝ同一で、何人も異論はない問題であらう、自動車の營業に關する事項と自動車の利用する道路に關する行政とは常に密接不離の關係に在るが、堀内君が關係してゐる鐵道同志會若は鐵道協會等の策動で、兩者が内務省だけで統一されてゐたのを、態々分離して内鐵兩省で干渉するやうに爲つた、換言すれば是等の行政は不統一と爲つた、否ならしめた、其の罪の幾分は君等の負擔すべき所であらう、殊に民政黨の横山君を煩して今更統一を請願するのは賢明だ。其の他の請願を拾つてみる。

#### 四日市敦賀間道路ヲ國道ニ認定ノ請願

右請願ノ要旨ハ三重縣四日市市ヨリ三重郡員辨郡岐阜縣關ヶ原滋賀縣長濱町ヲ經テ福井縣敦賀港ニ達スル道路ハ表日本ヨリ裏日本ニ通スル最短距離ニシテ物資運輸上又軍事上最肝要ナル路線ナリ依テ前記道路ヲ道路法第十條ニ依リ國道ニ認定セラレタシト謂フ

ニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

青森市荒川村間連絡架線道路新設請願

本請願ノ要旨ハ舊藩時代以來青森市ヨリ弘前市ニ通スル荒川道路ハ農林業等盛ナル大野高田荒川ノ三ヶ村ト青森市トノ連絡上最重要ナル道路ニシテ交通頻繁ヲ極メ之カ爲青森市ノ入口ナル柳町通り一帯ハ市内屈指ノ商工街トシテ發展シツツアリ然ルニ今回鐵道省ニ於テ操車「ヤード」ノ新設ニ伴ヒ該道路ハ杜塞セラレ郡市ノ交通爲ニ中斷セララルルニ至レリ外ニ迂回道路アルモ冬季ニ於テハ人馬共ニ其ノ危險タルヲ免レス郡市民ノ衷情ヲ諒トセラレ該道路ヲ架線道路ト爲シ以テ市郡ノ連絡ヲ保タシメラレタケ本件ハ彙ニ第五十一回及第五十二回議會ニ衆議院ニ於テ採擇セラレタルトコロナルヲ以テ速ニ之ヲ實現セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

納内村、音江村間石狩川ニ橋梁架設ノ請願

右請願ノ要旨ハ北海道雨龍郡納内村字納内ヨリ空知郡音江村地内

國道第二十七號線ニ通スル準地方費道若見澤納内線ヲ横貫セル石狩川ハ未タ渡船ニ依リ辛サシテ連絡ヲ保ツニ過キサル爲住民ノ不便不利甚大ナリ而シテ同地ニ國費ヲ以テ橋梁架設ノ請願ハ既ニ第五十一回議會及第五十二回議會衆議院ニ於テ採擇セラレタルトコロナルモ未タ實現ノ運ニ至ラス爲ニ近時交通機關ノ不備ヨリ生スル事故頻發スルノ狀態ニ在ルハ洵ニ遺憾トスルトコロナリ依テ速ニ前記石狩川渡船場ニ橋梁ヲ架設セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

明世村、名古屋間道路ヲ國道ニ認定ノ件請願

本請願ノ要旨ハ岐阜縣土岐郡明世村大字山野内ヨリ名古屋市ニ至ル道路ハ明治十三年六月 明治天皇伊勢神宮御參拜ノ砌リ御輦道トシテ新ニ開設セラレタルモノニシテ芳躅ヲ萬世ニ景仰スヘキ道路ナルモ今日ニ至ル迄國道ニ編入セラレサルハ地方官民ノ恐懼ニ堪ヘサル所ナリ加之近時名古屋市ノ發展並築港完成ト相俟テ同路線ノ重要益増大セルヲ以テ道路法第十條ニ該當スルモノト信ス依テ速ニ前記道路ヲ主務大臣ニ於テ國道ニ認定セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

○  
 決算委員會では、神奈川縣のやつた、一號國道箱根峠震  
 災復舊工事の不正に就て會計検査院の認定報告が問題と爲  
 つてゐる。

會計検査院決算報告

神奈川縣ノ支出ニ係ル七九・八四四四七五〇ハ神奈川縣足柄下郡  
 元箱根村小林某ニ請負シメタル箱根町所在國道第一號線工事費九  
 萬參千九百參拾五圓ノ縣費支出額ニ對スル補助金トシテ交付シタ  
 ルモノナリ昭和二年三月之カ實地ヲ検査スルニ道路兩側ノ土留擁  
 壁延長七百五十間餘ハ混凝土壁高五尺四寸天端八寸底幅一尺二寸  
 ノ設計ニ對シ厚僅ニ二、三寸乃至四、五寸ニシテ背面内部ノ不足部  
 分ニ對シテハ土砂ヲ以テ填充シ混凝土ハ碎石又ハ蘆ノ湖産ノ洗砂  
 利砂使用ノ設計ニ對シ六百七十餘間ハ現場附近ヨリ採取シタル山  
 砂利山砂ヲ使用シタル爲混精力脆弱ニシテ多數ノ龜裂ヲ生セル等  
 著シク粗造ノ工事ナルニ補助金ヲ支出シタルハ妥當ヲラスト認め  
 之カ事由チ當該官吏ニ推問セシニ其ノ答辯ノ要旨ハ本件ハ使用材  
 料チ異ニスルモノアリ且設計ニ違背セル粗造工事ナルチ以テ關係

吏員ニハ戒飭ヲ加ヘ請負人ニ對シテハ改造セシムルコト、爲シメ  
 リト謂フニ在リ右ハ設計ニ違背セル粗造工事ニ對シ補助金ノ全部  
 チ支出シタルモノニシテ失當ノ措置ト謂ハサルチ得ス依テ本件ハ  
 不當ナリトス

しかし内務大臣は、まだ其の工事に就て完了認定をした  
 譯でないので餘り問題とはならなかつたが、我が道路工事  
 に就て斯様な不正事が顯はれたのは頗る遺憾だ。

◇×××

◇×××